

令和7・8年度鹿児島県建設工事入札参加資格における総合点数の内容

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年9月27日告示第1402号）第3条に規定する判定基準等のうち総合点数の内容について、次のとおり定める。

<県内建設業者>

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（経営事項評価点数）に、2に規定する技術事項等評価点数を加えたものを総合点数とする。

<県外建設業者>

法第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（経営事項評価点数）を総合点数とする。

県内建設業者	総合点数＝経営事項評価点数＋技術事項等評価点数
県外建設業者	総合点数＝経営事項評価点数

1 経営事項評価点数

経営事項審査の総合評定値（P）を用いる。

2 技術事項等評価点数

県建設工事入札参加資格審査要綱第3条第2号の「技術事項等」による。

（県工事成績＋技術職員＋加点事項＋減点事項）

(1) 県工事成績

県工事の実績を別紙1の工事成績・施工実績評価換算表（契約額と工事成績を用いて点数化したもの）で評価換算する。

(2) 技術職員

建設工事に係る2級以上（技士補を含む）の有資格者（令和6年7月1日時点で3か月以上の継続雇用者（社会保険加入者等。個人事業主を含む。））を以下のとおり加点する。 （最高80点）

ア	1級の有資格者数	× 4点	ウ	2級の有資格者数	× 2点
イ	1級技士補の有資格者数	× 3点	エ	2級技士補の有資格者数	× 1点

(3) 加点事項

ア 完成工事高

経営事項審査の完成工事高を別紙2の完成工事高評価換算表で評価換算する。

イ 研修会参加

県が令和3・4・5年度に開催した経営者研修会，建設技術者研修会，建築関係技術者研修会に出席した者に各研修会1点を加点する。

(最高9点)

ウ 建設業関連表彰実績

令和4・5年度に受賞した国・地方公共団体又は公的団体からの企業表彰及び国，県からの(2)の技術職員に対する表彰に対し，各表彰3点，各年度6点までを加点する。

(最高12点)

なお，技術職員に対する表彰は次のものに限る。

- ・ 国土交通行政功労表彰（優秀現場代理人・主任（監理）技術者表彰）
- ・ 優秀施工者国土交通大臣顕彰
- ・ 鹿児島県土木部優良工事等表彰（優秀技術者表彰）
- ・ 鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰（優秀技術者表彰）
- ・ 鹿児島県環境林務部公共事業優良工事等表彰（優秀技術者表彰）

エ 継続学習制度による単位取得

(2)の技術職員が平成31年4月1日から令和6年3月31日の期間内に取得した(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)，(公社)日本建築士会連合会の継続能力開発制度(CPD)及び(公社)日本技術士会の技術士CPDのそれぞれの制度の企業ごとの合計学習単位20単位ごとに1点を加点する。

(最高5点)

※ なお，継続学習制度については，現在経営事項審査において評価対象となっていることから次回格付時に評価項目から削除する。

オ 品質マネジメントシステム認証取得

令和6年7月31日時点において，ISO9000シリーズの認証を取得している者に10点を加点する。

カ 労働安全衛生マネジメントシステム認証取得

令和6年7月31日時点において，ISO45000シリーズ，OHSAS，COHSMS，Compact COHSMSのいずれかの認証を取得している者に20点を加点する。

キ 舗装機械保有

令和6年7月31日時点において，アスファルトフィニッシャーを保有（長期リースを含む。）している者に20点を加点する。

ク 経営状況

経営事項審査の経営状況(Y)の評点に0.075を乗じて得られた点数を加点する。

ただし、「(1) 県工事成績」と「ア 完成工事高」の合計点数の2分の1の点数を上限とする。

ケ ボランティア活動

公共施設等への愛護活動又は地域における活動等を行った者に、各年度（令和3・4・5年度）につき次のとおり加点する。 （最高18点）

- ・ 年間3回以上 … 6点
- ・ 年間1回～2回 … 3点

コ 障がい者雇用

令和6年6月1日時点において、①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される者は、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している場合、②「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している場合に各5点を加点する。

また、上記の雇用障がい者を1年以上継続して雇用している者は5点を追加する。

（最高10点）

サ 新規学卒者等雇用

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業した者を採用し、令和6年6月1日時点において常用雇用労働者として雇用している場合に1名につき2点を加点する。 （最高6点）

シ 保護観察対象者の雇用支援

令和6年7月31日時点において、鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に2点を加点する。

ス 災害支援協定及び緊急防疫協定

令和6年7月31日時点において県と災害支援協定又は緊急防疫協定を締結している団体の会員である者に対して、各20点を加点する。 （最高40点）

セ 災害支援活動

公共施設への緊急出動又は防災パトロールを行った者に、各年度（令和3・4・5・6年度（ただし、6年度は7月末まで））につき4点を加点する。

（最高16点）

ソ 消防団員雇用

令和6年6月1日時点において、常勤の役職員の中に消防団員がいる場合に次のとおり加点する。（最高5点）

- ・ 1名 … 2点
- ・ 2名以上 … 5点

タ 男女共同参画支援・子育て支援

- (ア) 令和6年7月31日時点において、就業規則に、育児休業制度又は介護休業制度を設けている場合に各2点を加点する。
- (イ) 令和6年7月31日時点において、「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に2点を加点する。

(最高6点)

チ 環境マネジメントシステム認証取得等

令和6年7月31日時点において、環境マネジメントシステムの認証を取得等している者に次のとおり加点する。(最高10点)

- (ア) ISO14000シリーズの認証を取得している者……10点
- (イ) エコアクション21, KES, エコステージのいずれかの認証を取得等している者又はISO14001を自己(自主)適合宣言し、市民団体認証を受けている者……5点

ツ 新分野進出

建設工事入札参加資格審査申請書に添付されている総合評定値通知書の審査基準日の直前2年間に建設業以外の分野の事業に進出し、新分野進出に伴う支出を行っていた場合に10点を加点する。

なお、新分野進出とは、①自らの会社における新分野進出又は②単独又は共同出資により県内に本店を有する新分野事業を営む法人を設立した場合をいう。

テ 企業合併等

建設工事入札参加資格審査申請書に添付されている総合評定値通知書の審査基準日の直前2年間に、鹿児島県建設工事入札参加資格者格付等結果表に登録され、かつ鹿児島県内に法第3条に基づく主たる営業所を有する2者以上の会社間で企業合併等を行った次の者に30点を加点する。

- ・ 合併により新会社が設立された場合(新設合併)における新設会社
- ・ 合併によりその一つが存続した場合(吸収合併)における存続会社
- ・ 他の会社から建設業に係る事業権を全部譲り受けたことにより、当該事業を譲渡した会社が建設業を全部廃業した場合における当該事業を譲り受けた会社

ト 離島事業者

西之表市、薩摩川内市(平成16年10月11日現在における里村、上甕村、下甕村及び鹿島村の区域に限る。)、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡に、法第3条に基づく主たる営業所を有する者に20点を加点する。

ナ 県産品使用

令和6年7月31日時点において、かごしま材の家づくり強化促進事業の地材地建グループに加入している者、かごしま材取扱店の認証を受けている者又はかごしま緑の工務店に登録している者に5点を加点する。

二 暴力団排除活動

令和3年4月1日から令和6年7月31日までに（公財）鹿児島県暴力追放運動推進センターが実施した不当要求防止責任者講習を受講した者に2点を加点する。

又 福利厚生

令和6年7月31日時点において、厚生年金基金に加入している者又は確定給付企業年金など企業年金制度を導入している者に10点を加点する。

ネ 県管理道路の維持管理委託受注

令和3年4月1日から令和6年7月31日の間に県管理道路の維持管理委託の受注実績がある者に10点を加点する。

(4) 減点事項（対象期間 令和5年1月1日～令和6年12月31日）

ア 指名停止を受けた者

- | | | |
|--------------|-------|-------|
| ・ 3か月未満 | | △ 12点 |
| ・ 3か月以上6か月未満 | | △ 23点 |
| ・ 6か月以上 | | △ 36点 |

イ 法第11条に規定する変更届の遅延（決算変更届等） △ 4点

ウ 法第22条の規定に違反した者（一括下請） △ 12点

エ 法第28条に規定する行政処分を受けた者

- | | | |
|----------|-------|-------|
| ・ 指示処分 | | △ 23点 |
| ・ 営業停止処分 | | △ 29点 |

オ 法第29条第1項第2号に規定する取消処分を受けた者 △ 40点

カ 許可切れ新規，更新手続遅延（理由書） △ 8点

キ 工事遅延

- | | | |
|--------------|-------|-------|
| ・ 15日以上30日未満 | | △ 6点 |
| ・ 30日以上60日未満 | | △ 12点 |
| ・ 60日以上 | | △ 20点 |